

# **GIGAスクール構想2.0**

## **～『P C 1人1台』のその先へ～**

2020年10月14日



# 今回の提言の全体像

---

- コロナ問題を踏まえて改めて見えてきた課題を踏まえ、『GIGAスクール』構想の趣旨を徹底進化させるために必要な事項を緊急に提言する
- 総理よりデジタル庁の創設が宣言され、9月23日のデジタル改革関係閣僚会議では総理が『デジタル教育の規制緩和』を指示されたことなども踏まえ、あらためて経済界が望む規制改革事項も明示する。

# コロナ問題等により改めて確認された現状の課題①

## ◆教育のオンライン対応の現状

- ・文部科学省の調査によれば、臨時休校中の公立学校における家庭学習支援の取り組み状況(複数回答可)は、「教科書や紙の教材の活用は100%である一方、同時双方向のオンライン指導は4月5%、6月15%」。
- ・一方で、教育現場でも、急速にICT活用の機運自体は高まりつつある。従来のやり方からのシフトへの心理的な壁のほか、予算や対応できる人材に困っているところも多数。

## ◆今後の動向

- ・今後、ハード面の整備は、文部科学省の9月11日公表の速報値の資料によれば、99.6%の自治体が、来年3月までに端末を納品受領済みまたは納品を完了させる見込みとあるが、今後の配備状況は念入りに注視していくべき。
- ・一方で、ソフト面の環境整備※はこれから。  
※ソフト面は以下に分けて考える必要がある。
  - －既存の「学校」を前提としたICT教材(デジタル教科書含む)の活用
  - －家庭学習での環境整備
  - －特定の場所にとらわれない、教育のオンライン化・オンデマンド化徹底  
(小中の義務教育だけでなく高校・大学教育、リカレント教育を含む)
  - －学習ログなど教育ビッグデータの活用による個別最適化された学びの実現

# コロナ問題等により改めて確認された現状の課題②

## ◆今後解決すべき主な課題

- ・ 学校現場でのICT活用をサポートする人材の不足、I C T活用した教育を行える教師の不足(G I G Aスクールは、今の予算のままでは人的支援を十分頼めないという自治体が多い。一人一台の端末を配備しても、活用されないような事態を避ける必要がある)。
- ・ 教育格差を生み出さないための、家庭学習における十分な環境整備
- ・ 教室以外での学びを義務教育の一環としてみることができない
- ・ デジタルコンテンツを活用できるような環境整備を徹底。未来の教育を見据え、オンライン教育を恒久化するための今後の制度設計の議論。
- ・ 個人情報保護条例などについてデータ利活用という観点で見直すべき点がないか検討することは、教育のみならず公共分野のDXを進める上での大きな課題。

# 必要な政策要望 予算要求(更なる十分な予算額等の確保)

## ➤ GIGAスクールにおける『人的支援』

- ◆『GIGAスクールサポーター』の配置促進（参考 令和2年度補正予算額；105億円）
- ◆『ICT活用教育アドバイザー』による支援（参考 令和2年度予算額；3億円の内数）

## ➤ GIGAスクールにおける『学びの充実・通信環境整備』

- ◆オンライン学習システムである『CBTシステム』の拡充と先端技術や教育データの利活用の推進（参考 令和2年度予算額；2億円、同年度補正予算額；1億円）
- ◆小中高校等が『SINET』を活用できる設備整備を準備するための予算を新設
- ◆その他、スタートアップも活用した教育コンテンツの充実強化

## ➤ 文部科学省以外の他省庁関連事業の充実強化

- ◆総務省の『ローカル5G活用モデルの構築事業』の推進
- ◆経済産業省の『EdTech導入実証事業』、『学びと社会の連携促進事業』の推進を通じた先進教育モデル校の創出・横展開

# 必要な政策要望 規制・制度改革などの要望①

## ➤ オンライン教育の制度化(恒久的な措置として)

- ◆各種教育制度における「対面原則」「教師現在原則※」等の洗い出し
- ◆それを踏まえた対面原則の見直し・撤廃によるオンライン教育の制度化  
(遠隔教育の要件見直しや単位取得数制限の緩和に関する恒久化の明示、小中学校での遠隔教育の解禁、オンライン教育の「授業時間数」としてのカウントの扱い、オンライン入試検討などを含む) (注)7頁の参考を参照
- ◆『遠隔教育特例校』『研究開発学校』の制度活用と各種予算措置等の活用による先進モデル校を蓄積

※「教師現在原則」は教室という場所に教師が常駐することを原則とすることをいう

| 問題の所在                                                                     | 必要な対応策                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| ➤ オンライン教育の制度化<br>①<br>・ コロナ問題が長期化し学校の再開が延期される事態が続くと、授業自体をオンラインにシフトすることが必要 | ➤ 情報アクセス環境の整備を強化しながら、海外の事例や日本での先進事例やEdtech実証実験事例等も参考に、オンライン授業の導入を喫緊の課題として検討し、早急に制度化すべき |



韓国 感染リスク考慮 小中高校 新学期は順次オンライン授業で

2020年3月31日 19時47分 | 新型コロナウィルス

文＝中曽根隆子／教育ジャーナリスト、マザークエスト代表

一斉休校の渦中、渋谷区立西原小学校がオンライン学習継続で驚異的成果を挙げている

文＝中曽根隆子／教育ジャーナリスト、マザークエスト代表

新型コロナウイルス感染症による学校休業対策

#学びを止めない未来の教室

経済産業省 教育産業部 より 緊急メッセージ

新型コロナウイルス感染症対策。全国の学校の臨時休業が進んでいますが、そんなときこそEdTechがその力を発揮します。  
「学校が閉まっているから、学びを止めないで済む」  
そんな仮定の裏面に隠れた課題だと、我々が考えたいのではないのでしょうか。  
経済産業省「未来の教室」プロジェクトでは、実証実験で一緒に研ぎを削っているEdTech事業者さんのおかげで、日本の様々なEdTech事業者さんが数々優れた実践的な取り組みをご紹介し、一歩でも多くの生徒さんたちに学びの機会を届けたいと思います。

(出典)  
新経済連盟提言(2020年4月)  
より抜粋

# 必要な政策要望 規制・制度改革などの要望②

## ➤ 学校・教室以外の家庭等での学びを義務教育の一環とするための環境整備

◆学校・教室以外の場所での学びについても正式な授業としてカウント（恒久措置として）※7頁の参考を参照

◆単位制の検討

◆デジタルテクノロジーを活用した学校・教室以外の場所での学びも「質保証」

- ・デジタルテクノロジー上で学んだログ（ログイン時間、回数、離脱、視聴時間、確認テスト等）活用や簡易な確認テストが備わったLMSやeラーニングの仕組みの活用等により、学校・教室以外の場所での学びについて、生徒の「取り組みの状況」、「理解度（習得度）」などを把握（評価）する仕組みを構築
- ・これにより、一人ひとりの特性や志向、学習到達度、理解度に合わせた学び・指導により、教科学習を中心に、個別最適化された学びを実現する

## ➤ 自宅への端末持ち帰りの扱い

◆持ち帰り可能とする統一的な方針を、国が「ナショナルミニマム」の問題として提示  
※現状は、各自治体・学校の判断に求められている。

## ➤ 家庭学習における十分な環境整備

◆通信環境整備の支援

# (参考)遠隔教育関連制度の状況とコロナ対応の状況

| 学 校 別 | 対面<br>授業 | 同時双方向型                |                       |                                   |                                               | オンデマンド・<br>同時一方向型                             |
|-------|----------|-----------------------|-----------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
|       |          | 合同授業型<br>(受信側に<br>教師) | 教師支援型<br>(受信側に<br>教師) | 教科・科目充実型<br>(受信側に教師、<br>但し科目免許不要) | 受信側に教師不在                                      |                                               |
| 小中学校  | ○        | ○                     | ○                     | ×<br>(中学は<br>特例校で実証)              | ×<br>(不登校、病気療養では特例)<br>↓<br>コロナ特例：△           | ×<br>(不登校、病気療養では特例)<br>↓<br>コロナ特例：△           |
| 高校    | ○        | ○                     | ○                     | ○<br>(74中36単位)                    | ×<br>(不登校、病気療養では特例)<br>↓<br>コロナ特例：△ + 単位上限柔軟化 | ×<br>(不登校、病気療養では特例)<br>↓<br>コロナ特例：△ + 単位上限柔軟化 |
| 大学    | ○        | ○                     | ○                     | ○<br>(124中60単位)                   | ○ (124中60単位)<br>↓<br>コロナ特例：単位上限柔軟化            | ○ (124中60単位)<br>↓<br>コロナ特例：単位上限柔軟化            |

上記資料で『コロナ特例△』とした理由＝閣議決定の記述内容は、文科省の通知等での記述で達成されるのか要検証

## ■緊急経済対策（4月7日閣議決定）

- ・同時双方向で、受け手側に教師不在の場合であっても、「正式な授業に参加しているものとして認められるようにする」。
- ・「授業の内容に応じ「同時双方向」以外のオンライン上の教育コンテンツを使用した場合についても正式な授業に参加しているものとして認められるようにする」。

## ■文部科学省局長通知（4月10日）

- ・校長が再度指導不要と判断したときは「対面指導で取り扱わないこと」ができ、「教師がその学習状況や成果を確認し、学校における学習評価に反映する。」

[https://www.mext.go.jp/content/20200410-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200410-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)



# 必要な政策要望 規制・制度改革などの要望③

## ➤ デジタル教育コンテンツ積極活用のための環境整備

### ◆授業目的公衆送信の場合の補償金制度への来年度以降の適切な対応方法の検討

※コロナ対応の特例として、今年度限り補償金は無償

### ◆デジタル教科書の各種規制撤廃緩和等(各教科等の授業時数の2分の1未満という規制の撤廃・緩和、単体発行の解禁、無償措置化等)

※文部科学省ですでに制度の在り方が検討開始されているが、この点の確実な議論検討も要望

## ➤ 既に出された政府の改革方針(※)の着実な実施とフォローアップ

※Appendix参照、成長戦略実行計画の該当部分等

# 必要な政策要望 規制・制度改革などの要望④

## ➤ 民間外部人材の活用の促進

- ◆教員への民間外部人材の活用(特別免許状授与基準の見直し、特別非常勤講師の活用等)
- ◆教育委員会や関連行政部署への民間企業からの派遣や民間企業OB人材の採用強化
- ◆上記2つのマッチング(学校行政側と民間側)を強化するための枠組みの整備

## ➤ 教育分野におけるクラウド活用の環境整備

- ◆地方自治体の条例での『オンライン結合禁止規定』の見直しを含めた『個人情報保護法制2000個問題』の解消(来年通常国会での法案提出) ※

※9割以上の自治体にオンライン結合制限規定が存在する。このことは、経済社会のデジタル化、クラウド・バイ・デフォルトの動きと逆行し、GIGAスクール構想、オンライン教育、学習ビッグデータの活用への阻害要因にもなる。

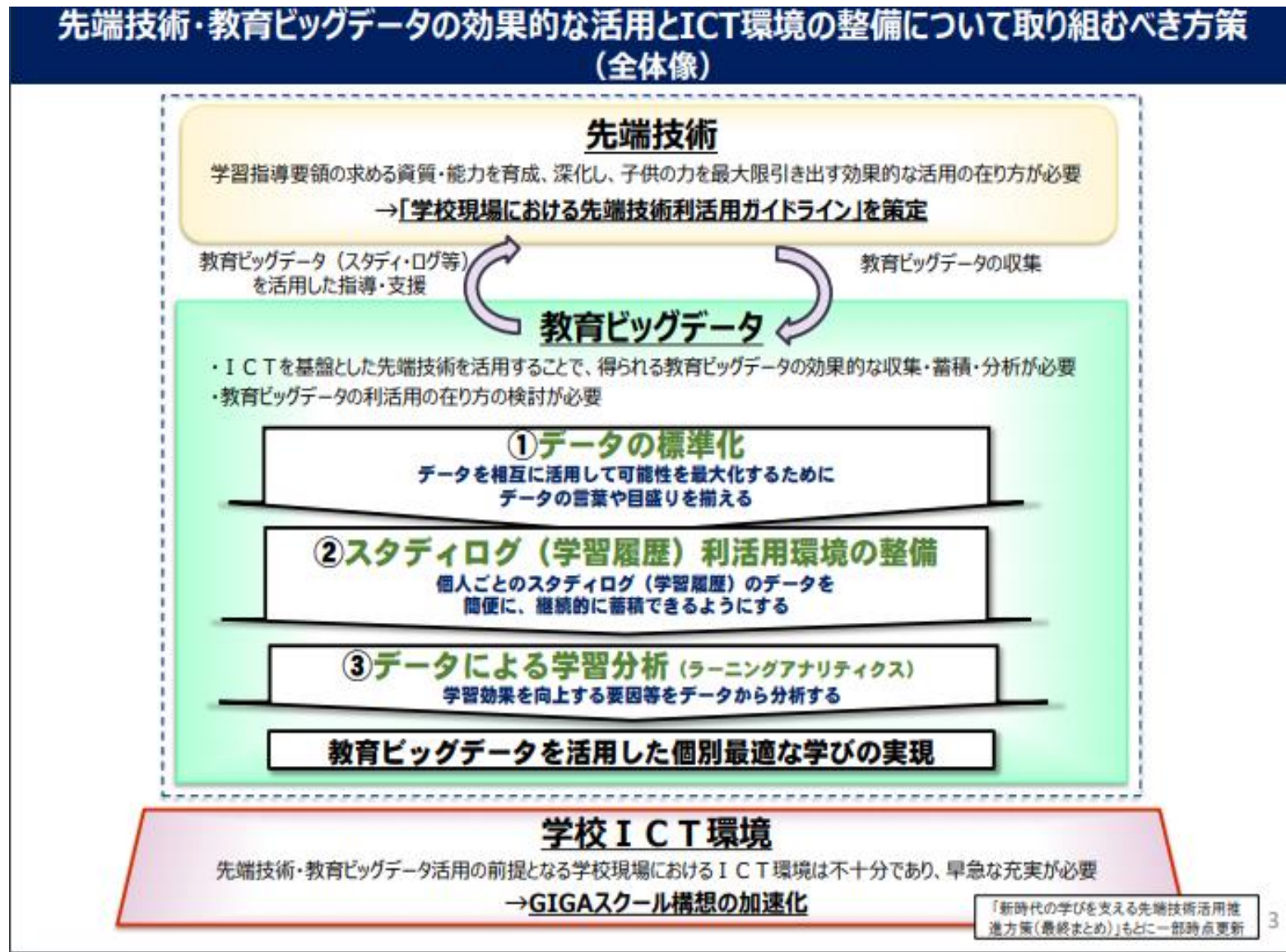
## ➤ その他、更なる議論の詳細化や支援を精力的にやるべき事項

- ◆ 諸外国との状況比較とベンチマーク指標の抽出、それらのデータの継続的管理
- ◆ 学校教育情報化推進法に基づく「学校教育情報化推進計画」の策定と運用へのサポート体制の整備充実
- ◆ AI/ビッグデータ活用人材育成のための高等学校教育改革
- ◆ 教育ビッグデータの活用やそのための基盤整備

---

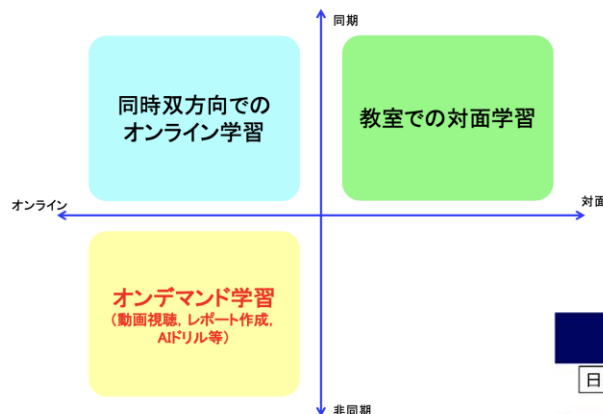
# Appendix

# 学校ICT環境整備等の全体像



# 『個別最適な学びを自分で推進し続ける力』に関する考察

## 「教室での学び」と「オンラインでの学び」



## 学習ログをどう活用するか

日々の学習等によって生じる教育データは、以下の3つの目的に沿って利活用する。

### ①個人の活用による学習等のサポート

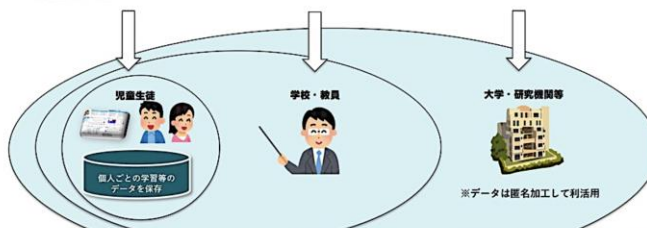
小・中・高の学校段階や、使用するサービス・ソフト等に関わらず、学習等の記録をデジタルで記録することで児童生徒自らの振り返り等に活用

### ②学校教員等の指導改善

これまでの記録等を活用することで、個別最適な学習指導・生徒指導を実現

### ③新たな知見の創出・政策への反映

蓄積された教育ビッグデータを分析することで、教授法・学習法などの新たな知見の創出や、政策への反映・EPBMの推進



先端技術はクラウドでサービスされる

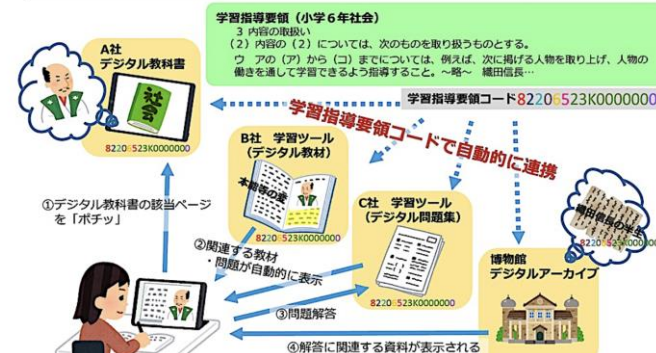
Tatsuya HORITA @ 東北大学 All Rights Reserved.

(文部科学省, 2020)

(15)

## 学習指導要領コード化：クラウドの効果

▶ 学習指導要領をキーとして、各民間事業者のデジタル教科書・教材ツール・学習ツールや、博物館のデジタルアーカイブを関連付けすることができる。



Tatsuya HORITA @ 東北大学 All Rights Reserved.

(文部科学省, 2020)

(14)

(出典)東北大学堀田先生の資料から抜粋



# 臨時休業中の家庭学習の状況

## (2) 学校が課した家庭における学習の内容

|                    |               |               |            |            |            |            | 〔設置者数〕        |               |
|--------------------|---------------|---------------|------------|------------|------------|------------|---------------|---------------|
|                    | 小学校           | 中学校           | 義務教育学校     | 高等学校       | 中等教育学校     | 特別支援学校     | 設置者<br>単位     | (参考)<br>前年度   |
| 教科書や紙の教材の活用        | 1,715<br>100% | 1,742<br>100% | 87<br>100% | 153<br>99% | 20<br>100% | 105<br>95% | 1,794<br>100% | 1,213<br>100% |
| テレビ放送の活用           | 608<br>35%    | 586<br>34%    | 41<br>47%  | 48<br>31%  | 10<br>50%  | 39<br>35%  | 688<br>38%    | 288<br>24%    |
| 教育委員会等が作成した学習動画の活用 | 385<br>22%    | 407<br>23%    | 34<br>39%  | 46<br>30%  | 10<br>50%  | 47<br>43%  | 467<br>26%    | 118<br>10%    |
| 上記以外のデジタル教材        | 591<br>34%    | 627<br>36%    | 46<br>53%  | 79<br>51%  | 15<br>75%  | 47<br>43%  | 721<br>40%    | 353<br>29%    |
| 同時双方向型オンライン指導      | 138<br>8%     | 173<br>10%    | 15<br>17%  | 72<br>47%  | 14<br>70%  | 44<br>40%  | 270<br>15%    | 60<br>5%      |
| 家庭でも安全にできる運動       | 1,076<br>63%  | 1,047<br>60%  | 58<br>67%  | 84<br>55%  | 15<br>75%  | 78<br>71%  | 1,180<br>66%  | —<br>—        |
| その他                | 30<br>2%      | 22<br>1%      | 2<br>2%    | 2<br>1%    | 0<br>0%    | 11<br>10%  | 49<br>3%      | 145<br>12%    |

※複数回答あり。

※表内の割合は、臨時休業を実施したと回答した学校種別ごとの設置者のうち、各選択肢に該当する設置者の割合で、小数第一位を四捨五入。

(出典)「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況について(2020年6月23日時点)」(文部科学省公表)より抜粋

# GIGAスクール構想の実現に向けた調達等の状況

## ○ 納品完了時期

(自治体数)

|                  | 8月までに<br>納品済み | 年内予定 [496自治体(27.4%)] |              |              |                |              | 年度内予定 [1,271自治体(70.2%)] |                |                |               |
|------------------|---------------|----------------------|--------------|--------------|----------------|--------------|-------------------------|----------------|----------------|---------------|
|                  |               | 9月                   | 10月          | 11月          | 12月            | その他          | 1月                      | 2月             | 3月             | その他           |
| 全国               | 37<br>(2.0%)  | 42<br>(2.3%)         | 78<br>(4.3%) | 73<br>(4.0%) | 271<br>(15.0%) | 32<br>(1.8%) | 149<br>(8.2%)           | 287<br>(15.8%) | 704<br>(38.9%) | 131<br>(7.2%) |
| (参考)<br>うち13都道府県 | 17<br>(2.3%)  | 15<br>(2.0%)         | 26<br>(3.5%) | 26<br>(3.5%) | 123<br>(16.6%) | 13<br>(1.8%) | 70<br>(9.5%)            | 117<br>(15.8%) | 269<br>(36.4%) | 63<br>(8.5%)  |

※「年内・年度内」の回答がなく「月別」について「その他」を回答又は回答がない自治体については、ヒアリング等の内容を反映している。

※「年内・年度内」の回答がなく「月別」について「その他」を回答又は回答がない自治体について、公立学校情報機器整備費補助金の措置分(2/3)に相当する数について、7自治体が年度内に納品が完了しない可能性がある。

(出典)「GIGAスクール構想の実現に向けた調達等に関する状況(8月末時点)について(速報値)」  
(2020年9月11日文部科学省公表)より抜粋



# 家庭学習の環境整備支援状況

○ ICT環境が整っていない家庭に対して、何らかの対応策を準備しているか (自治体数)

|                  | 全児童生徒に<br>準備済み | 最終学年に対して<br>準備済み | 対応策を検討中          |
|------------------|----------------|------------------|------------------|
| 全国               | 520<br>(28.7%) | 93<br>(5.1%)     | 1,193<br>(65.9%) |
| (参考)<br>うち13都道府県 | 239<br>(32.3%) | 45<br>(6.1%)     | 454<br>(61.4%)   |

## <検討中の対応策の例>

- ✓ 国のルータ等の整備に関する補助事業を活用して、貸し出し用のルータを整備
- ✓ 自治体の補助事業を活用して、貸し出し用の端末・ルータを整備
- ✓ 地方創生臨時交付金を活用し、貸し出し用の端末・ルータを整備
- ✓ 既存の端末の貸し出しを実施
- ✓ 家庭にICT環境がない児童生徒のみ、学校のコンピュータ室を利用

(出典)「GIGAスクール構想の実現に向けた調達等に関する状況(8月末時点)について(速報値)」  
(2020年9月11日文部科学省公表)より抜粋

## モデル校の設定

- 『教育課程特例校』『研究開発学校』の制度活用等により、下記のような授業を行うモデル校を設定。 ※米国等のチャータースクールも参考
- 外部講師の積極活用(特別免許状制度の改善など)、株式会社等民間参入の促進と既存公立学校とイコールフットィングの確保、海外学校との交換留学等海外連携を強化。

### 【プロジェクト型学習(PBL)とSTEAMS学習】

#### 【プログラミング教育】

- ・ イギリス等の諸外国と同様に、プログラミング・コンピューティングそのものを科目として教える
- ・ 2020年からの必須化を先取りして実践し、その秘訣をガイドラインとして発信

#### 【英語教育】

- ・ 英会話だけの授業の実施

#### 【起業家教育】

- ・ アントレプレナーシップや自己肯定感向上のための独自カリキュラム教育機関設立

## 「成長戦略実行計画」(2020年7月17日閣議決定) (抄)

### (b) オンライン教育・オーダーメイド型教育（ギガスクール）

昨年12月に閣議決定した経済対策で、全ての小学生・中学生に一人一台のIT端末をそろえることとしたが、これに併せて、ソフト面の改革が不可欠である。一人一台端末の前倒し実現と併せ、教育内容、コンテンツ、ソフト面の見直しを進めるとともに、多様な人材を育てていく。あわせて、データ流通社会の基盤として、SINETの積極的活用を図る。

具体的には、

- i) 現行制度（学校教育法施行規則）においては、各教科につき、学年ごとの標準となる授業時間を定めている（標準授業時数）。先端技術の活用（例：AIドリル）により個別最適化した学びが可能となることを踏まえ、教科毎の標準的な年間の授業時間にかかわらず、特定科目の授業時間を柔軟に増減できるよう検討を進める。
- ii) 学校が、無料で様々なソフトウェアを試験導入できるよう支援を行う。
- iii) STEAM学習を進める上で、具体的な課題を提示し、教科横断的な学習をするためのコンテンツを開発する。
- iv) 学習者用デジタル教科書の使用については、現行制度（学校教育法施行規則に基づく告示）上、各教科の授業時数の2分の1未満との基準があるが、1人1台端末環境の整備も踏まえ、総授業時数の2分の1未満とするなどの見直しを図る。

# 政府の改革方針

## 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」①(2020年4月7日閣議決定) (抄)

遠隔教育に関しては、総合経済対策で掲げられた目標である、令和5年度までの児童生徒1人1台端末の整備スケジュールの加速、学校現場へのICT技術者の配置の支援、在宅・オンライン学習に必要な通信環境の整備を図るとともに、在宅でのPC等を用いた問題演習による学習・評価が可能なプラットフォームの実現を目指す。

また、EdTechの学校への導入や在宅教育を促進するオンライン・コンテンツの開発を進める。学校等の授業をオンラインで行う場合、教材として使用する著作物について個々に許諾を得ることなく使用できるようにするための授業目的公衆送信補償金制度について、教育現場の負担に十分に配慮した形で、本年4月中からの暫定的な運用開始を目指す。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、特例的な措置として、児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずる（下記「○遠隔教育について実施すべき事項」）。

# 政府の改革方針

## 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」②(2020年4月7日閣議決定) (抄)

### ○遠隔教育について実施すべき事項

新型コロナウイルスの感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、特例的な措置として、以下のような柔軟な運用も含め、家庭での学習支援等による児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずる。

#### (1) ICT環境の早急な整備

小中学校の児童生徒1人に1台のPC等端末を整備する補正予算の執行に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、登校できない児童生徒が自宅等において端末を利用してオンラインでの授業が受けられるよう、具体的な整備の方法・手順について、文部科学省を中心に関係省庁で協議し、可能な限り早期に端末が手元に届き通信環境も含め利用できるようにする。その際、自宅にアクセス可能なPC、タブレット等があるかなどを考慮して、必要な者に対して優先的に行き渡るよう配慮する必要がある。

#### (2) 遠隔授業における要件の見直し

現在、遠隔授業は「合同授業型」「教師支援型」「教科・科目充実型」の3つに分類されているが、いずれも受信側に教師がいることが必須要件である。児童生徒が自宅からICTで行う学びについては、受け手側に教師が不在となるが、この場合であっても正式な授業に参加しているものとして認められるようにする。また、上記遠隔授業においては、「同時双方向」であることが必須要件とされている。児童生徒が時間や場所の制限を受けずに学び続けられる環境を整えるため、授業の内容に応じ「同時双方向」以外のオンライン上の教育コンテンツを使用した場合についても正式な授業に参加しているものとして認められるようにする。



# 政府の改革方針

## 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」③(2020年4月7日閣議決定) (抄)

### (3) 遠隔授業における単位取得数の制限緩和

高校の場合は、「高等学校が、対面により行う授業と同等の教育効果を有すると認めるとき」に遠隔授業が可能とされているが、その単位数には上限（36単位）が設定されている。大学も同様に、単位数が124 単位中 60単位までとの制限がある。これらの遠隔授業における単位取得数の算定について、柔軟な対応を行うようにする。

### (4) オンラインカリキュラムの整備

オンライン上の教育コンテンツは（NHKやYouTube、各種教育機関等のホームページ等において）拡充しつつあり、文部科学省もホームページ等で紹介している（※）。児童生徒や学生が自宅等で学習を進められるように、オンラインカリキュラムの充実を図る。

（※）臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト（子供の学び応援サイト）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)

### (5) オンラインでの学びに対する著作権要件の整理

デジタルの資料配布を原則許諾不要・補償金とする著作権法の一部を改正する法律は公布日（平成30年5月25日）から3年以内に施行されるとなっているところ、これを即時に施行するとともに、令和3年度からの本格実施に向けて補償金負担の軽減のための必要な支援について検討する。

# オンライン結合 地方の条例の状況

第12表 外部機関とのオンライン結合制限

| 規定項目            | 規定している団体数<br>(都道府県・市区町村数に占める割合:%) |                  |
|-----------------|-----------------------------------|------------------|
|                 | 都道府県                              | 市区町村             |
| オンライン結合制限(※)    |                                   |                  |
| 外部機関とのオンライン結合制限 | 44 ( 93.6% )                      | 1,625 ( 93.3% )  |
| 規制していない         | 3 ( 6.4% )                        | 116 ( 6.7% )     |
| 合 計             | 47 ( 100.0% )                     | 1,741 ( 100.0% ) |

※ 通信回線を通じた結合による個人情報の外部提供に関する制限

(出典)総務省「地方自治情報概要(令和元年度)」(2020年3月30日公表)より抜粋



# 教育現場におけるクラウド活用の課題①

## 2. クラウド導入を阻む要因について

4

本会合においては、実際にクラウドを導入されている教育委員会関係者や、教育クラウドサービス事業者から、クラウド推進に係る阻害要因等についてヒアリングを行い、議論を行った。

その結果、教育システムのクラウド化に関して以下の6点の課題が存在することを整理。

### 課題①

教育委員会のシステムは、既存踏襲のオンプレミス（校内サーバ）の検討からスタートしており、クラウドの場合は、導入理由を関係部局に説明する必要があることから、手続上の大きな負担になっている。

### 課題④

「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」では重要性分類Ⅱの幅が広く、教育現場における情報資産の分類の関係上、多くのシステムで必要以上のセキュリティ対策が求められている。

### 課題②

校務系・学習系ネットワーク間の通信経路を分離することが必須項目であることから、クラウドの場合は、プライベートネットワーク（閉域網や専用線等）にする必要があり、小規模自治体では相対的にコスト負担が大きくなる。

### 課題⑤

自治体の個人情報保護条例の「オンライン結合制限」の条項において、個人情報保護審査会への付議が必要となっており、説明等に係る手続コストが膨大である。

### 課題③

教育委員会は、情報システムに係る知識や情報が不足しており、クラウド構築に係るノウハウや、体制整備、注意点、仕様書作成、クラウド事業者の協力体制に不安を抱え、システムの設計に自信が持てない。

### 課題⑥

都道府県レベルでは校務系の統合型クラウドのシステムが整備されつつあるが、都道府県と市町村による共同クラウドは進んでおらず、普及のためにもデータの標準化を検討すべきである。

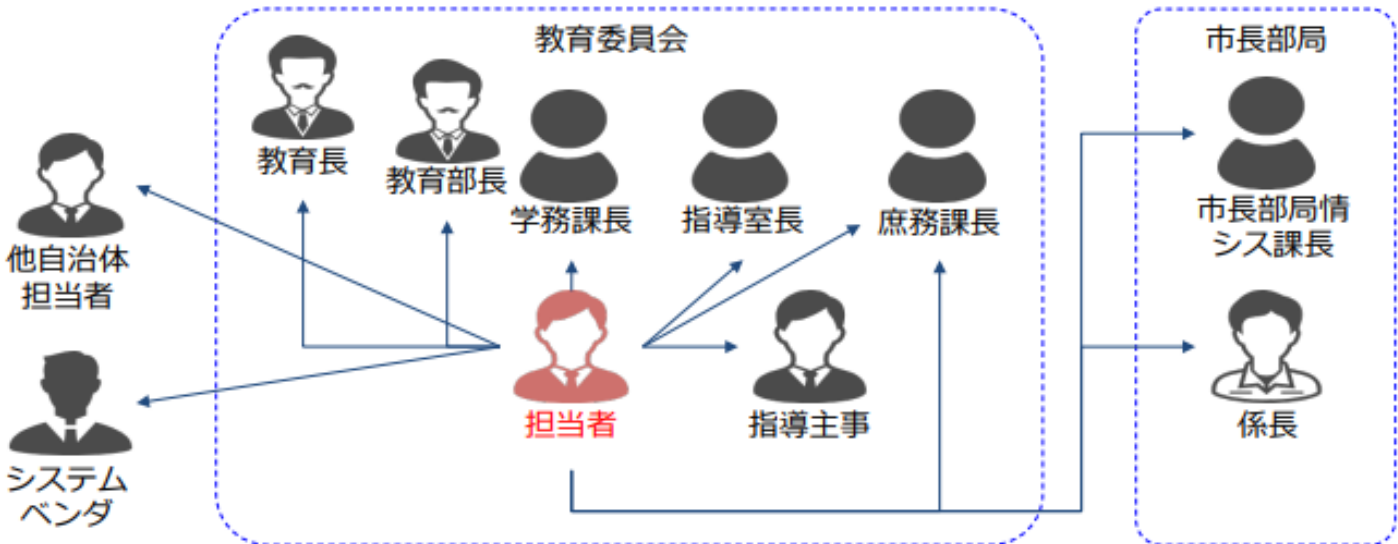
# 教育現場におけるクラウド活用の課題②

## 教育委員会でのクラウド導入への課題②

- クラウド利用における個人情報保護審議会(審査会)付議

各自治体の個人情報保護条例の「オンライン結合制限」や「個人情報台帳管理」などの条項から、個人情報保護審議会への付議が必要となり、それに伴う**教委内・庁内調整等に膨大な手続きコスト**がかかる。結果として**クラウド不採用理由**にもなっています。

【とある自治体の審議会付議への準備作業イメージ】



付議準備だけでも相談・調整先は10箇所以上。ICTはほとんど分からない人、担当者より精通している人などに対し、複数回の相談等が必要になり、相当な業務負担になります。

(出典)総務省「教育現場におけるクラウド活用の推進に関する有識者会合第2回」(2019年1月8日)の配布資料2-1より抜粋

# 教育現場におけるクラウド活用の課題③

## 3. 国が取り組むべき事項(提言)

7

### 提言5【課題⑤に対応】

個人情報保護条例におけるオンライン結合(通信回線を通じた電子計算機の結合)による個人情報の提供については、多くの自治体で制限されているが、個人情報保護審議会等の意見を聴いた上で公益上の必要があると認める場合などには、オンライン結合が認められている。

そこで、クラウドを導入しようとする教育委員会に対し、例えば、このオンライン結合が認められる場合に該当する事例を示すなどの措置を講じること。

(補足)

自治体の個人情報保護条例における「オンライン結合制限」

個人情報保護条例においては、オンライン結合(通信回線を通じた電子計算機の結合をいう。)による個人情報の提供について、多くの地方公共団体では制限されている。ただし、オンライン結合は原則不可としながら、公益性の必要性の立証、技術的安全性の立証、個人情報保護審議会からの意見等、一定の条件をクリアする場合にのみ認められている。

(例:某市町村におけるオンライン結合制限)

「第10条:実施機関は、次に掲げる場合を除き、当該実施機関の使用に係る電子計算機と実施機関以外の者の使用に係る電子計算機その他の機器とを電気通信回線(光ファイバーケーブル、無線等を含む)で接続し、当該実施機関の保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法により提供してはならない。

(1) 法令等の規定又は国の機関からの法令による指示に基づくとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして規則で定める場合」

### 【提言実行のための具体的アクション】

上記提言5にあるような、クラウドを導入しようとする教育委員会の参考となるような事例等について、本年夏までに教育委員会に示すこと。



# 「クラウド・バイ・デフォルト」の原則を踏まえた環境整備

クラウド活用に向けた  
「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂

2. クラウド活用前提のセキュリティガイドライン公表

- 学校現場における情報セキュリティの確保に向けて、「教育委員会・学校が情報セキュリティポリシーを作成や見直しを行う際の参考」として、平成29年10月に「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定。
- セキュアなクラウドサービスの普及等、技術の進展を踏まえ、より柔軟な環境整備を実現するために以下のとおりガイドラインを改訂。

ガイドラインの位置付け・構成の見直し等

- ガイドラインを一言一句遵守するのではなく、教育委員会・学校が、実現したい環境やコスト、ネットワークの環境等を踏まえ、クラウドサービスの活用も含めた柔軟な環境整備を検討できるよう、ガイドラインの位置付け・構成の見直し
- 児童生徒及び外部からの不正アクセスの防止に向けた、ネットワークの仮想的な分離等に関する文言の整理

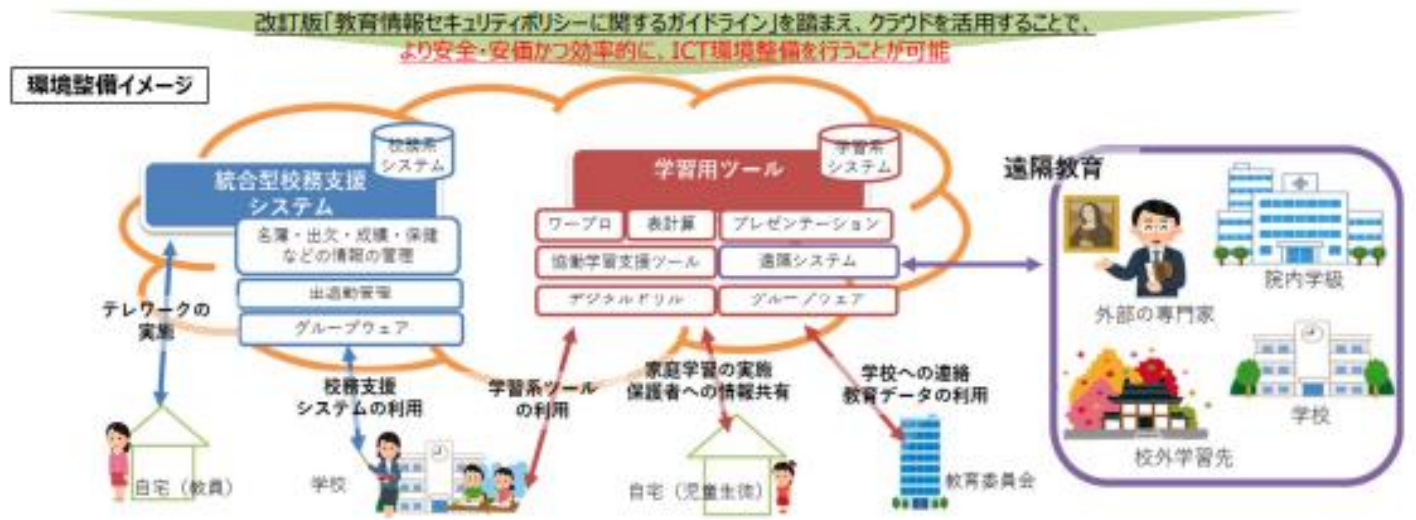
| 本文                                       | 教育委員会・学校が踏まえるべき理念・考え方を提示 | 参考資料                | 柔軟な環境整備を促進に向けて、「参考」としての情報を記載 |
|------------------------------------------|--------------------------|---------------------|------------------------------|
| 第1章 ガイドラインの目的                            |                          | (参考資料)              |                              |
| 第2章 ガイドライン制定の背景                          |                          | 1.1 対象範囲及び用語説明      |                              |
| 第3章 地方公共団体における情報セキュリティの基本理念              |                          | 1.2 統廃体制            |                              |
| 第4章 教育情報セキュリティポリシーの構成と学校を対象とした「対策基準」の必要性 |                          | 1.3 情報資産の分類と管理方法    |                              |
| 第5章 クラウド・バイ・デフォルトの原則                     |                          | 1.4 ...             |                              |
|                                          |                          | 1.5 クラウドサービスの利用について |                              |
|                                          |                          | 1.6 ...             |                              |

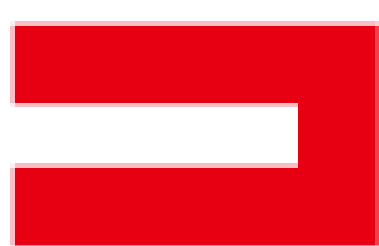
クラウドの利用に関する記述の追加

- 学校現場においても「クラウド・バイ・デフォルト」の原則を踏まえた環境整備の実現に向けて、クラウドサービスのメリット・留意点や、セキュリティ対策の項目例や、第三者認証を利用した情報セキュリティ状況の把握 等

事業者が配慮すべき個人情報の取扱いに関する事項の追加

- 事業者が業務の一部を委託（クラウドサービスの利用を含む）する場合の、事業者における個人情報の取扱いに関する留意事項を追記  
(例) 同意のない目的外利用の禁止、個人情報の売買の禁止 等





**新経済連盟**

**Japan Association of New Economy**